資　料

埼玉県マスコット「コバトン」
埼玉県献血マスコット「エビオ君」

※　令和８年１０月１日現在の内容となっています。

献血の種類と血液製剤

献血には、全血献血と成分献血があります。

全血献血には、400mL 献血と 200mL 献血があり、血液中のすべての成分を採血する方法です。

一方、成分献血には血小板成分献血と血漿成分献血があります。成分採血装置を使用して血液中から血漿や血小板といった特定の成分だけを採血し、体内で回復に時間のかかる赤血球などの成分は再び体内に戻す献血方法です。そのため、成分献血は体への負担も軽いという特長があります。

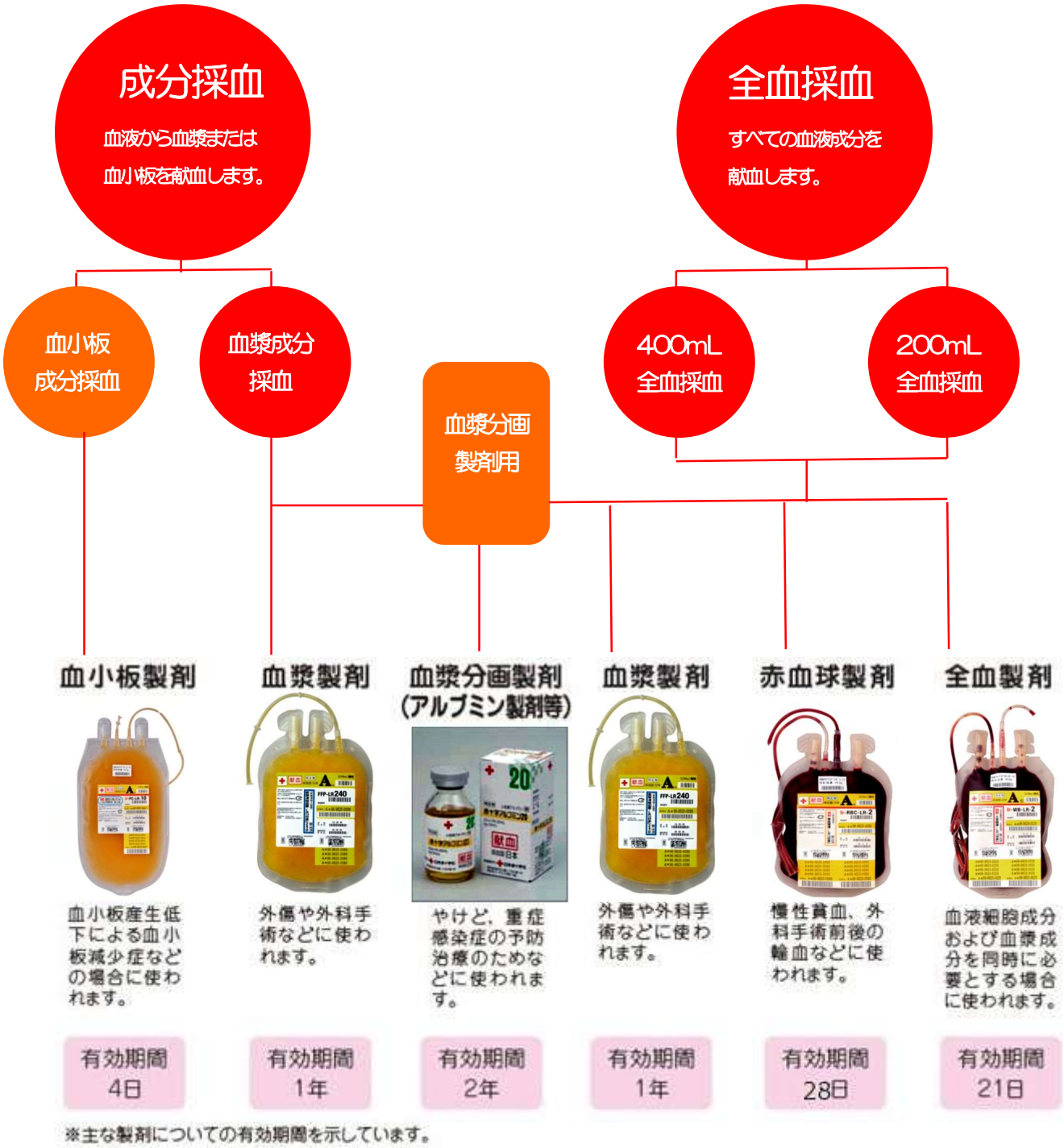

献血基準と献血の間隔

<table>
<tr><th colspan="2">献血の種類
項目</th><th colspan="2">全血献血</th><th colspan="2">成分献血</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>200mL</th><th>400mL</th><th>血漿</th><th>血小板</th></tr>
<tr><td colspan="2">1 回献血量</td><td>200mL</td><td>400mL</td><td colspan="2">600mL 以下
（循環血液量の 12%以内）</td></tr>
<tr><td colspan="2">年齢（※）</td><td>16 歳～69 歳</td><td>男性：17 歳～69 歳
女性：18 歳～69 歳</td><td>18 歳～69 歳</td><td>男性：18 歳～69 歳
女性：18 歳～54 歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">体重</td><td>男性：45kg 以上
女性：40kg 以上</td><td>男女とも 50kg 以上</td><td colspan="2">男性：45kg 以上
女性：40kg 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">血圧</td><td colspan="4">最高血圧：90mmHg 以上 180mmHg 未満
最低血圧：50mmHg 以上 110mmHg 未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">脈拍</td><td colspan="4">安静に保った状態での脈拍が 40 回/分以上 100 回/分以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">体温</td><td colspan="4">37.5℃以上の発熱をしていないこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">血色素量
（ヘモグロビン濃度）</td><td>男性：12.5g/dL以上
女性：12.0g/dL 以上</td><td>男性：13.0/dL 以上
女性：12.5g/dL 以上</td><td>12.0g/dL 以上
（赤血球指数が標準域にある女性は 11.5g/dL 以上）</td><td>12.0g/dL 以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">血小板数</td><td colspan="2">－</td><td>－</td><td>15 万/μL 以上
60 万/μL 以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">年間総献血量</td><td colspan="2">200mL 献血と 400mL 献血を合わせて
男性：1,200mL 以内
女性：800mL 以内</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="2">年間献血回数</td><td>男性：6 回以内
女性：4 回以内</td><td>男性：3 回以内
女性：2 回以内</td><td colspan="2">血小板成分献血 1 回を 2 回分に換算して
血漿成分献血と合計で 24 回以内</td></tr>
<tr><td rowspan="5">採血間隔</td><td>前回</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>200mL</td><td colspan="4">男女とも 4 週間後の同じ曜日から</td></tr>
<tr><td>400mL</td><td colspan="2">男性：12 週間後
女性：16 週間後　の同じ曜日から</td><td colspan="2">男女とも 8 週間後の同じ曜日から</td></tr>
<tr><td>血漿</td><td colspan="4" rowspan="2">男女とも 2 週間後の同じ曜日から
なお、血漿を含まない場合には、1 週間後に血小板成分献血が可能。
ただし、4 週間に 4 回実施した場合には、次回まで 4 週間以上期間をあけること。</td></tr>
<tr><td>血小板</td></tr>
<tr><td colspan="2">共通事項</td><td colspan="4">次の方からは採血ができません。
① 妊娠していると認められる方、又は過去 6 ヵ月以内に妊娠していたと認められる方
② 採血により悪化するおそれのある循環系疾患、血液疾患その他の疾患に罹っていると認められる方
③ 有熱者その他健康状態が不良であると認められる方</td></tr>
</table>

※　65～69 歳の方は、60～64 歳までの間に献血の経験がある方に限られます。

検査成績のお知らせ

血液センターでは、通知を希望された方に7項目の生化学検査成績と8項目の血球計数検査成績についてお知らせしています。

献血Web会員サービス「ラブラッド」の会員の方は、献血後2～5日程度でWeb上で検査成績を確認できます。ラブラッド非会員の方で、献血受付時に郵送による通知を希望された方は、献血後1～2週間で親展にてお知らせしています。なお、献血受付時に郵送による通知を希望された方も、ラブラッド登録後は郵送による通知は停止され、Web上での確認方法へ自動的に切り替えさせていただいております。

また、受付時に、B型・C型・E型肝炎検査、梅毒検査、HTLV-1抗体検査の結果通知を希望された方には、異常を認めた場合献血後1カ月以内に親展（書簡の郵便）にてお知らせします。

生化学検査

検査項目	説　明
ALT／GPT	肝臓に最も多く含まれる酵素です。肝細胞が破壊されると血液中に流れ出すので、急性肝炎で最も強く上昇し、慢性肝炎や脂肪肝（肥満）などでも上昇します。激しい運動の後に一過性の上昇がみられることがあります。
γ－GTP	肝、胆道、膵、腎などに多く含まれる酵素です。上昇する疾患は閉塞性黄疸、肝炎、アルコール性肝障害などです。病気がなくても長期飲酒者では上昇することが多く、1ヵ月位禁酒するとある程度正常化します。
総蛋白 （TP）	血清中には80種類以上の蛋白が含まれ、種々の機能を持ち、生命維持に大きな役割を果たします。その総量を総蛋白として測定しています。
アルブミン （ALB）	血清蛋白の50%以上を占めるアルブミンは、病気などで栄養が悪くなると減少するため、健康診断のスクリーニングとして大きな意味があります。
アルブミン対 グロブリン比 （A/G）	血清蛋白はアルブミン（A）とグロブリン（G）に分けられ、その比率は健康な人では一定の範囲にありますが、病気によってはその比率が変化（主として減少）してきます。
コレステロール （CHOL）	血清脂質の一つで、一般に脂肪の多い食事を続けていると上昇します。また肝臓などで作られ、肝、胆道、腎、甲状腺の病気でその値が上下することがあります。血清コレステロールが多くなると動脈硬化を起こしやすいとされています。
グリコアルブミン （GA）	糖尿病の検査の一つです。過去約2週間の血糖値が低い状態が続いていると低下し、高い状態が続いていると上昇します。糖尿病では標準値より上昇します。

血球計数検査

検査項目		説　明
赤血球数 （RBC）	貧血の有無を知る目安	赤血球は血液の主な細胞成分で、酸素を肺から各組織へ運ぶ働きを持っています。
ヘモグロビン量 （Hb）		血液の赤い色は赤血球に含まれるヘモグロビン（血色素）によるもので、赤血球の働きの中心となっています。
ヘマトクリット値 （Ht）		ヘマトクリット値は、一定の血液量に対する赤血球の割合（容積）をパーセントで表したものです。
平均赤血球容積 （MCV）	貧血の場合、その種類の判定の目安	赤血球1個の平均的容積、すなわち赤血球の大きさの指標となるもので、赤血球数とヘマトクリット値から算出したものです。
平均赤血球 ヘモグロビン量 （MCH）		赤血球1個に含まれるヘモグロビン量を平均的に表したもので、赤血球数とヘモグロビン濃度から算出したものです。

平均赤血球 ヘモグロビン濃度 （MCHC）	赤血球の一定容積に対するヘモグロビン量の比をパーセントで表したもので、ヘモグロビン濃度とヘマクリット値から算出したものです。
白血球数 （WBC）	白血球は細菌などを貪食し、免疫情報を伝達し、さらには免疫能を発現して生体防御にかかわっています。細菌感染症があると一般に白血球数は増加しますが、ウイルス感染症の場合はかえって減少することもあります。
血小板数 （PLT）	血小板は出血を止めるための重要な働きを持ち、この値が極端に減少すると出血を起こしやすくなります。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律

（昭和三十一年法律第百六十号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「血液製剤」とは、人体から採取された血液を原料として製造される医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品をいう。以下同じ。）であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

２　この法律で「献血者等」とは、献血をする者その他の被採血者をいう。

３　この法律で「採血事業者」とは、人体から採血することについて第十三条第一項の許可を受けた者をいう。

４　この法律で「製造販売業者」、「製造業者」又は「販売業者」とは、それぞれ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十第一項の再生医療等製品（同法に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可を受けた者、同法第十三条第一項の医薬品の製造業の許可を受けた者若しくは同法第二十三条の二十二第一項の再生医療等製品の製造業の許可を受けた者又は同法第二十四条第一項の医薬品の販売業の許可を受けた者をいう。

（基本理念）

第三条　血液製剤は、その原料である血液の特性にかんがみ、その安全性の向上に常に配慮して、製造され、供給され、又は使用されなければならない。

２　血液製剤は、国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されることをいう。以下同じ。）が確保されることを基本とするとともに、安定的に供給されるようにしなければならない。

３　血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない。

４　国、地方公共団体その他の関係者は、この法律に基づく施策の策定及び実施に当たつては、公正の確保及び透明性の向上が図られるよう努めなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、基本理念にのつとり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　国は、血液製剤に関し国内自給が確保されることとなるように、献血に関する国民の理解及び協力を得るための教育及び啓発、血液製剤の適正な使用の推進に関する施策の策定及び実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条　都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本理念にのつとり、献血について住民の理解を深めるとと

もに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(採血事業者の責務)

第六条　採血事業者は、基本理念にのつとり、献血の受入れを推進し、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に協力するとともに、献血者等の保護に努めなければならない。

(原料血漿の製造業者等の責務)

第七条　原料血漿（国内で献血により得られる人血漿であつて血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。）の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのつとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

(医療関係者の責務)

第八条　医師その他の医療関係者は、基本理念にのつとり、血液製剤の適正な使用に努めるとともに、血液製剤の安全性に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

第二章　基本方針等

(基本方針)

第九条　厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向

二　血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。）についての中期的な需給の見通し

三　血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項

四　献血の推進に関する事項

五　血液製剤の製造及び供給に関する事項

六　血液製剤の安全性の向上に関する事項

七　血液製剤の適正な使用に関する事項

八　その他献血及び血液製剤に関する重要事項

３　厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

４　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。

５　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(献血推進計画)

第十条　厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。

２　献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該年度に献血により確保すべき血液の目標量

二　献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三　その他献血の推進に関する重要事項

3　採血事業者及び血液製剤（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

5　都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画（次項において「都道府県献血推進計画」という。）を定めるものとする。

6　都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

（献血受入計画）

第十一条　採血事業者は、基本方針及び献血推進計画に基づき、毎年度、都道府県の区域を単位として、翌年度の献血の受入れに関する計画（以下「献血受入計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　献血受入計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該年度に献血により受け入れる血液の目標量

二　献血をする者の募集その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

三　その他献血の受入れに関する重要事項

3　採血事業者は、献血受入計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の意見を聴かなければならない。

4　厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。

5　採血事業者は、第一項の認可を受けた献血受入計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

7　都道府県及び市町村は、献血推進計画に基づき、第一項又は第五項の認可を受けた献血受入計画の当該地域における円滑な実施を確保するため、必要な協力を行わなければならない。

第三章　採血

（採血等の制限）

第十二条　次に掲げる物を製造する者がその原料とし、又は採血事業者若しくは病院若しくは診療所の開設者が次に掲げる物の原料とする目的で採血する場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならない。ただし、治療行為として、又は輸血、医学的検査若しくは学術研究のための血液を得る目的で採血する場合は、この限りでない。

一　血液製剤

二　医薬品（血液製剤を除く。）、医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は再生医療等製品

三　医薬品、医療機器又は再生医療等製品の研究開発において試験に用いる物その他の医療の質又は保健衛生の向上に資する物として厚生労働省令で定める物

2　何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、前項各号に掲げる物以外の物を製造してはならない。ただし、血液製剤の製造に伴つて副次的に得られた物又は厚生労働省令で定めるところによりその本来の用途に適しないか若しくは適しなくなつたとされる血液製剤を原料とする場合は、この限りでない。

(業として行う採血の許可)

第十三条　血液製剤の原料とする目的で、業として、人体から採血しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、病院又は診療所の開設者が、当該病院又は診療所における診療のために用いられる血液製剤のみの原料とする目的で採血しようとするときは、この限りでない。

2　厚生労働大臣は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を与えてはならない。

一　第二十二条第一項に規定する採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に従つて採血を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

二　献血者等につき、第二十五条第一項に規定する健康診断を行うために必要な措置を講じていること。

三　第二十五条第二項に規定する採血が健康上有害であると認められる者からの採血を防止するために必要な措置を講じていること。

四　他の採血事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の採血事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとするものでないこと。

3　厚生労働大臣は、第一項の許可を受けようとする者が前項各号のいずれにも適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の許可を与えないことができる。

一　血液製剤又は原料血漿の供給が既に需要を満たしていると認めるとき。

二　申請者が採取しようとする血液の供給源となる地域において、その者が必要とする量の血液の供給を受けることが著しく困難であると認めるとき。

三　申請者が営利を目的として採血しようとする者であるとき。

四　申請者が第二十三条の規定による許可の取消しの処分又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十五条第一項の規定による医薬品の製造業の許可の取消しの処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過していないとき。

五　申請者が法人である場合において、その業務を行う役員のうちに前号の規定に該当する者があるとき。

4　厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。

5　採血事業者は、厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。

6　厚生労働大臣は、第一項の許可をし、又は前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

(事業の休廃止)

第十四条　採血事業者は、その許可に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の許可をしようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該事業の休止又は廃止によつて著しく公益を害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

3　前条第六項の規定は、第一項の規定による許可について準用する。

(採血事業者に対する指示)

第十五条　厚生労働大臣は、献血者等の保護及び血液の利用の適正を期するため必要があると認めるときは、採血事業者に対して、採取する血液の量その他の事項に関し必要な指示をすることができる。

(有料での採血等の禁止)

第十六条　何人も、有料で、人体から採血し、又は人の血液の提供のあつせんをしてはならない。

（業務規程）

第十七条　採血事業者は、採血及びこれに附帯する業務（以下「採血関係業務」という。）に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

３　採血事業者は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務規程を公表しなければならない。

（事業計画等）

第十八条　採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の開始前に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（事業報告書等）

第十九条　採血事業者は、採血関係業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

（改善命令）

第二十条　厚生労働大臣は、採血関係業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、採血事業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（採血責任者等の設置）

第二十一条　採血事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、採血所（採血を行う場所をいい、採血の用に供する車両を含む。以下同じ。）ごとに、採血の業務を管理する採血責任者を置かなければならない。

２　採血事業者は、二以上の採血所を開設したときは、採血責任者の設置、採血責任者に対する採血の指図その他採血の業務を統括管理させるために、採血統括者を置かなければならない。

３　採血責任者及び採血統括者が遵守すべき事項については、厚生労働省令で定める。

（採血所の管理等）

第二十二条　採血事業者は、厚生労働省令で定める採血の業務の管理及び構造設備に関する基準に適合した採血所において、採血しなければならない。

２　厚生労働大臣は、採血所が前項に掲げる基準に適合しないと認めるときは、採血事業者に対し、その採血の業務の管理若しくは構造設備の改善を命じ、又はそれらの改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第二十三条　厚生労働大臣は、採血事業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第十五条の規定による指示に違反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（立入検査等）

第二十四条　厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、採血事業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして採血事業者の事務所、採血所その他の場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　当該職員は、前項の規定による立入り、検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(採血者の義務)

第二十五条　血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。
２　前項の採血者は、厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他の採血が健康上有害であると認められる者から採血してはならない。
３　第十二条第一項第二号及び第三号に掲げる物の原料たる血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、献血者等に対し採取した血液の使途その他採血に関し必要な事項について適切な説明を行い、その同意を得ることその他の厚生労働省令で定める措置の実施を確保しなければならない。

第四章　血液製剤の安定供給

(需給計画)

第二十六条　厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の血液製剤（用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含み、厚生労働省令で定める血液製剤を除く。以下この条及び次条において同じ。）の安定供給に関する計画（以下「需給計画」という。）を定めるものとする。
２　需給計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　当該年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量
二　当該年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標
三　当該年度に確保されるべき原料血漿の量の目標
四　当該年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標
五　その他原料血漿の有効利用に関する重要事項
３　原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）は、需給計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において供給すると見込まれる原料血漿の量、製造し又は輸入すると見込まれる血液製剤の量その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
４　需給計画の作成に当たつては、原料血漿は、医療上の必要性が高いと認められる種類の血液製剤の製造に対し、優先的に供給されるよう配慮しなければならない。
５　厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、薬事審議会の意見を聴くものとする。
６　厚生労働大臣は、需給計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
７　原料血漿の製造業者及び血液製剤の製造販売業者等は、原料血漿の供給又は血液製剤の製造若しくは輸入に当たつては、需給計画を尊重しなければならない。

(実績報告等)

第二十七条　原料血漿の製造業者は、厚生労働省令で定めるところにより、原料血漿の供給の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。
２　血液製剤の製造販売業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、血液製剤の製造又は輸入の実績を厚生労働大臣に報告しなければならない。

３　厚生労働大臣は、前二項の規定により報告された実績が需給計画に照らし著しく適正を欠くと認めるときは、当該報告を行つた原料血漿の製造業者又は血液製剤の製造販売業者等に対し、需給計画を尊重して原料血漿を供給し、又は血液製剤を製造し、若しくは輸入すべきことを勧告することができる。
４　厚生労働大臣は、毎年度、需給計画の実施状況について、薬事審議会に報告するものとする。

（原料血漿の製造業者による原料血漿の供給）
第二十八条　原料血漿の製造業者は、血液製剤について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の承認を受けた製造販売業者、当該製造販売業者から委託を受けた製造業者その他厚生労働省令で定める者以外の者に原料血漿を供給してはならない。

第五章　雑則
（採血事業者等の情報提供）
第二十九条　次の各号に掲げる者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、それぞれ当該各号に定める情報を、血液製剤の製造販売業者に提供しなければならない。
一　血液製剤の原料たる血液を採取した採血事業者　当該血液の安全性に関する必要な情報
二　血液製剤の原料たる原料血漿を製造した製造業者　当該原料血漿の安全性に関する必要な情報
三　血液製剤を製造した製造業者　当該血液製剤の安全性に関する必要な情報
２　採血事業者は、血液製剤による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置を講ずるために必要と認められる場合には、その採取した血液の安全性に関する必要な情報を、他の採血事業者に提供しなければならない。

（薬事・食品衛生審議会への報告）
第三十条　厚生労働大臣は、毎年度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の二十四第一項に規定する生物由来製品（血液製剤に限る。）の評価に係る報告について薬事審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、採血事業者に対する指示その他血液製剤の安全性の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

（業として行う採血と医業）
第三十一条　業として人体から採血することは、医療及び歯科医療以外の目的で行われる場合であつても、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業に該当するものとする。

（事務の区分）
第三十二条　第二十四条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章　罰則
第三十三条　第十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条　第十二条又は第十三条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十五条　第二十二条第二項又は第二十三条の規定による業務停止の処分に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十六条　第十四条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十七条　第二十条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条　第二十五条第一項の採血者（その者が法人である場合にあつては、その役員）及びその職員並びにこれらの者であつた者が、採血の業務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十九条　第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者又は第十条第三項、第十一条第一項若しくは第五項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

略

令和８年度埼玉県献血推進計画

１　はじめに

（1）　計画策定の背景

我が国の血液事業は、昭和39年に閣議決定された「献血の推進について」を契機として、すべての血液製剤を国内での献血により自給することを目標に掲げ、推進を図ってきました。

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（以下、「法律」という。）では、国、都道府県及び市町村等の地方公共団体、採血事業者及び医療関係者等の責務が明確化され、都道府県では、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血推進に関する計画を定めることとされています。

本計画は、法律第10条第５項に基づき、県民の献血への理解を深めることや採血事業者による献血の受入が円滑に実施されるよう、令和８年度における献血推進に関する計画として策定するものです。

（2）　基本的な考え方

県は、昭和39年に学識経験者や関係団体の代表者で構成する「埼玉県献血推進協議会」を設置し、献血の普及啓発並びに献血者の組織化や献血制度の適正な運営を図っています。

また、国、市町村、採血事業者である埼玉県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）及び献血関係団体などと連携を図り、地域の実情に応じた献血推進活動を行い、より多くの県民の皆様に献血の御協力をいただけるよう努めます。

（3）　計画の期間

この計画は、令和８年度の１年間とします。

2　献血確保目標

（1）　献血により確保すべき血液の目標量

医療機関へ安定的な血液の供給を図るため、輸血用血液製剤の供給動向及び国から示された原料血漿確保目標量を勘案した結果、**令和８年度の献血により確保すべき血液の目標量は、全血献血による確保量が 70,266Ｌ、成分献血による確保量が39,904Ｌの合計110,170Ｌです。**

	令和８年度 目標量	令和７年度 目標量	令和６年度		
			目標量	実　績	達成率
全血献血	70,266	70,698	68,274	68,792.2	100.8%
成分献血	39,904	39,698	39,286	38,517.1	98.0%
合　　計	110,170	110,396	107,560	107,309.3	99.8%

（単位：Ｌ／小数点第二位以下四捨五入）

（2）　血液の目標量を確保するために必要な献血受付者数

目標量を確保するために必要な献血受付者数は次のとおりです。

	令和８年度 目標人数	令和７年度 目標人数	令和６年度		
			目標人数	確保実績	達成率
移動採血車	97,000	97,000	95,000	88,834	93.5%
全血献血	97,000	97,000	95,000	88,834	93.5%
固定施設	182,000	180,000	176,000	184,486	104.8%
全血献血	106,000	103,000	100,000	114,530	114.5%
成分献血	76,000	77,000	76,000	69,956	92.0%
合　　計	279,000	277,000	271,000	273,320	100.9%
全血献血	203,000	200,000	195,000	203,364	104.3%
成分献血	76,000	77,000	76,000	69,956	92.0%

（単位：人）

移動採血車による献血受付者目標人数については、市町村ごとの目標人数を別紙のとおり定め、計画的な献血者の確保に努めるものとします。

3　具体的な方策

(1)　献血の普及啓発と献血組織の充実

ア　愛の血液助け合い運動

- 彩の国さいたま「愛の血液助け合い運動」(7～8 月)を実施します。期間中に「彩の国さいたま愛の血液助け合いの集い」を開催し、献血協力団体等の表彰やイベント等を行い、広く県民に献血の普及啓発を図ります。

イ　広報の強化

- 広報紙やホームページによる従来型の広報のほか、報道機関に献血の状況やイベント等の情報を積極的に提供し普及啓発を図ります。
- 薬務課公式 X 等の SNS を積極的に活用し、普及啓発を図ります。
- 血液センターは、公式 facebook、X 及び Instagram のさらなる活用を図ります。

ウ　市町村との連携

- 市町村における血液事業を支援するために事業費の補助を行います。
- 市町村への情報提供を積極的に実施し、担当職員の理解を深め、血液事業推進を支援します。
- 市町村広報誌に、県が実施するキャンペーンやイベント等の情報掲載を依頼します。
- 市町村の協力を得て献血協力団体(事業所）、校内献血実施校の確保を図ります。

(2)　若年層献血の推進

ア　次世代の献血者の育成

- 将来の献血を担う世代である中学生に、献血を身近に感じてもらうため「献血推進ポスターコンクール」を開催します。
- 小・中・高等学校の社会科見学で関東甲信越ブロック血液センターを活用していただくなど献血の重要性について学ぶ機会を設けてもらえるよう、教育委員会等を通じて小・中・高等学校に働きかけます。
- 「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し普及啓発を図ります。

イ　若年層向けキャンペーンの実施

- 「新社会人献血キャンペーン」（4～6 月）、「はたちの献血」キャンペーン（1～2 月）、「卒業献血キャンペーン」（2～4 月）を実施し、若年層の献血者の確保に努めます。
- 10 代から 30 代を主なターゲットとした「初回献血!お友達＆ご家族紹介キャンペーン」（9～11 月）を実施し、若年層献血のさらなる普及啓発を図ります。

ウ　高校生献血の推進

- 教育委員会等高等学校を所管する関係機関と連携し、県内の公立高校及び私立高校における校内献血を引き続き推進するとともに、「血液に関する出前講座」や「献血セミナー」等を積極的に実施し高校生献血の推進を図ります。
- 高校生献血のさらなる推進を図るため、「高校生献血カード」を作成・配布し、複数回献血への理解と協力を求めます。

エ　学生献血推進ボランティアとの連携

- 県内の大学生で構成する学生献血推進連盟と連携を図り、同世代からの働きかけにより若年層の献血者の増加を図ります。
- 県内の大学の学園祭に積極的に移動採血車を配車し、献血への協力を求めます。

オ　県内プロスポーツチームとの連携

- 県内のプロスポーツチームに献血の啓発広報やイベントに参加してもらい、スポーツに興味がある若年層を中心に献血の推進を図ります。

カ　タレントを起用した啓発活動の展開

- 彩の国けんけつ特命大使や彩の国けんけつ大使等をキャンペーンや学園祭等のイベントに積極的に起用し、若年層を対象に啓発活動を行います。

(3)　その他の献血の普及啓発

ア　一般県民向けキャンペーン、イベントの実施

- 関東甲信越ブロック血液センター埼玉製造所の見学会の開催やショッピングモール等におけるイベントの実施等により献血の普及啓発を図ります。

イ　中高年層への献血啓発

- 60～64 歳まで献血を行うと 69 歳まで献血可能になることや、服薬の種類によっては当日献血できる場合があることなど、広い年齢層を対象とした献血の正しい知識の普及啓発を図ります。
- 60～64 歳を対象とした「シニア ６０（ロクマル）～６４（ロクヨン） 初回献血キャンペーン」（1~3 月）を実施し、中高年層を中心とした献血の啓発活動を行います。

(4)　安全な血液の安定供給の確保

ア　複数回献血の推進

- 献血 Web 会員サービス（ラブラッド）への加入を促進し、年に複数回の 400mL 献血、成分献血を推進することで、血液の安定的な確保を図ります。

イ　事業所等献血協力団体の確保

- 県内の事業所等への訪問により献血協力団体を確保し、血液の安定供給を図ります。
- 既に献血に協力いただいている事業所には、実施回数を増やすなど更なる協力を呼び掛けます。
- 県内自治体職員に対しても、職員献血への積極的な協力を呼び掛けます。

ウ　予約献血の推進

- 来場者の一時的な集中を防ぎ、所要時間の短縮及び血液の安定確保のため、予約献血の推進を図ります。

エ　血液製剤の安全性を向上するための対策

- 県民に、HIV 等感染症の検査を目的とした献血を行わないこと、問診時等に虚偽の申告をしないことを周知します。
- 血液センターは、新興・再興感染症のまん延下には、献血会場運営職員の健康状態を管理し、献血協力者に対する入場前の手指消毒や体温測定を徹底することで、献血会場の良好な衛生環境の保持に努めます。

(5)　適正使用の推進

- 血液製剤を使用する医療機関、血液センター及び県で構成する埼玉県合同輸血療法委員会において、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため調査や検討を行います。
- 適正かつ安全な輸血療法の向上を図るため、「埼玉輸血フォーラム」を開催します。

4　その他の重要事項

(1)　埼玉県献血推進協議会の開催

- 埼玉県献血推進協議会要綱に基づき、血液に係る学識経験者をはじめ、関係機関、団体の代表で構成する「埼玉県献血推進協議会」を開催し、血液事業に対する今後の施策について検討します。

（2） 血液製剤の在庫水準の把握と不足時の的確な対応

- 血液センターの赤血球製剤等の在庫水準を把握し、在庫量が不足する場合又は不足が予測される場合には、国及び日本赤十字社の対応マニュアルに基づき所要の対策を講じます。
- 実施にあたっては市町村等関係機関との連携を図ります。

（3） 災害時等における献血の確保

- 「埼玉県地域防災計画」における救急救助・医療救護計画により、被災後直ちに血液センター等の被災状況を調査しその機能の保持に努めるとともに、状況に応じて血液の確保を図るため必要な措置を講じます。

別紙

令和８年度市町村献血受付者目標人数

保健所	管轄別	市町村	令和８年度 目標人数	令和７年度 目標人数	令和６年度 受付実績	令和５年度 受付実績	令和４年度 受付実績
合計	97,000	県全体	97,000	97,000	88,834	87,731	86,154
南部	1,939	蕨市	826	764	795	791	651
		戸田市	1,113	1,189	1,016	1,030	970
朝霞	8,607	朝霞市	3,152	2,828	3,088	2,756	2,694
		志木市	332	396	294	302	302
		和光市	739	769	641	667	693
		新座市	1,143	1,126	1,086	977	1,032
		富士見市	494	474	473	455	411
		ふじみ野市	1,623	1,729	1,424	1,413	1,558
		三芳町	1,124	1,163	900	1,038	1,106
春日部	3,596	春日部市	3,439	3,526	3,004	3,254	3,056
		松伏町	157	178	145	140	140
草加	4,378	草加市	2,366	2,347	2,181	2,201	2,027
		八潮市	660	645	606	583	599
		三郷市	1,006	975	981	959	785
		吉川市	346	326	312	283	341
鴻巣	6,446	鴻巣市	1,688	1,592	1,497	1,436	1,639
		上尾市	2,660	3,042	2,214	2,489	2,501
		桶川市	569	547	575	435	530
		北本市	399	365	383	352	347
		伊奈町	1,130	1,193	906	1,054	1,100
東松山	5,376	東松山市	2,520	2,660	2,236	2,325	2,264
		滑川町	574	577	450	528	576
		嵐山町	501	519	458	419	480
		小川町	559	552	535	520	458
		川島町	544	526	399	540	535
		吉見町	435	338	529	385	265
		ときがわ町	141	138	123	126	134
		東秩父村	102	103	103	90	84

保健所	管轄別	市町村	令和８年度 目標人数	令和７年度 目標人数	令和６年度 受付実績	令和５年度 受付実績	令和４年度 受付実績
坂戸	2,914	坂戸市	1,193	1,186	1,105	1,024	1,103
		鶴ヶ島市	889	987	801	706	900
		毛呂山町	510	518	481	430	470
		越生町	156	150	152	150	121
		鳩山町	166	126	180	151	118
狭山	10,952	所沢市	1,605	1,483	1,753	1,453	1,140
		飯能市	1,644	2,709	1,413	1,555	1,486
		狭山市	2,719	1,660	2,581	2,389	2,394
		入間市	2,737	2,682	2,484	2,457	2,471
		日高市	2,247	2,346	1,992	2,047	2,048
加須	7,557	行田市	1,565	1,500	1,483	1,451	1,306
		加須市	2,638	2,562	2,595	2,511	2,038
		羽生市	3,354	3,433	2,899	2,968	3,217
幸手	6,403	久喜市	2,891	2,935	2,703	2,634	2,494
		蓮田市	888	878	762	812	831
		幸手市	1,179	1,228	1,034	1,149	1,010
		白岡市	401	474	353	365	368
		宮代町	516	404	538	530	331
		杉戸町	528	525	474	456	500
熊谷	8,425	熊谷市	4,176	4,225	3,590	3,616	4,104
		深谷市	3,330	3,081	3,189	2,881	2,950
		寄居町	919	812	881	986	622
本庄	5,310	本庄市	3,234	3,284	2,785	2,998	2,975
		美里町	518	414	520	420	464
		神川町	409	402	387	356	364
		上里町	1,149	1,129	1,045	891	1,176
秩父	3,654	秩父市	2,809	2,778	2,426	2,530	2,653
		横瀬町	177	182	160	147	172
		長瀞町	155	158	143	151	127
		皆野町	176	180	149	141	186
		小鹿野町	337	299	343	331	238

保健所	管轄別	市町村	令和８年度 目標人数	令和７年度 目標人数	令和６年度 受付実績	令和５年度 受付実績	令和４年度 受付実績
さいたま市	13,733	さいたま市	13,733	13,923	13,097	12,537	11,561
川越市	2,978	川越市	2,978	2,924	2,685	2,689	2,691
越谷市	1,625	越谷市	1,625	1,697	1,462	1,445	1,494
川口市	3,107	川口市	3,107	3,139	2,835	2,826	2,753

埼玉県献血推進対策要綱

（目的）

第１条　この要綱は、国の方針に基づき、県、市町村、日本赤十字社埼玉県支部（以下「日赤支部」という。）並びに埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター日高事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所（以下「血液センター」という。）が、緊密な協力体制のもとに、全ての血液製剤を献血により確保することを目的とする。

（献血思想の普及）

第２条　県、市町村、日赤支部及び血液センターは、県内の機関、団体及び県民に対し、献血が相互扶助の精神のもとに、善意無償の血液を提供する行為であり、かつ、県民の医療の確保と福祉の増進に欠くことのできないものであることの理解を得るよう普及徹底に努めるものとする。

（県）

第３条　県は、献血制度の適正な運営の確保を図るため、次に掲げる事業を行う。

(１)　献血推進のための施策の策定
(２)　献血推進協議会の開催
(３)　献血計画の策定及び推進
(４)　献血思想の普及
(５)　「愛の血液助け合いの集い」の開催及び献血功労団体等の顕彰
(６)　市町村等の献血組織の育成指導
(７)　献血受け入れ体制の整備
(８)　血液センターの育成指導
(９)　献血に関する情報の収集
(10)　関係機関との献血推進に関する連絡調整
(11)　その他献血の推進に関し必要と認める事項

２　保健所は、管内の市町村及び関係機関等と緊密に連携して献血制度の推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

(１)　献血推進連絡会議の開催
(２)　献血思想の普及を図るための広報資料の作成配布
(３)　新規献血団体の開拓
(４)　管内市町村、関係機関等との献血推進に関する連絡調整
(５)　管内市町村等の献血組織の育成指導
(６)　献血に関する相談指導
(７)　その他献血の推進に関し必要と認める事項

（市町村）

第４条　市町村は、地域の住民、団体等に対し、献血思想の普及と献血者の確保に努めるものとする。

（日赤支部）

第５条　日赤支部は、献血制度の円滑な推進を図るため、次に掲げる事業を行う。

(１)　献血思想の普及

(２)　献血グループ組織等の育成

(３)　献血受け入れ体制の整備

(４)　その他献血の推進に関し必要と認める事項

（血液センター）

第６条　血液センターは、県内における血液製剤の需要に関して、常に県、市町村、日赤支部及びその他の関係機関等と緊密に連携して、献血の受け入れ及び供給に万全を期するものとし、次に掲げる事業を行う。

(１)　献血計画に関する基礎資料の作成

(２)　年間計画採血予定表の作成

(３)　献血の受け入れ、血液製剤の製造及び供給

(４)　血液製剤の需給調整

(５)　血液に関する資料の作成、提供

(６)　血液製剤に関する調査、研究

(７)　献血に関する相談指導

(８)　献血者登録制度の推進

(９)　献血に関する諸報告の作成

(10)　その他献血の推進に関し必要と認める事項

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、献血の推進に関し必要な事項は、第１条の関係機関が協議して定める。

附　則

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年１月１２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

埼玉県献血推進協議会要綱

（設置）
第１条　献血の普及啓発並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、埼玉県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）
第２条　協議会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから保健医療部長が選任した者（以下「委員」という。）２０人以内をもって構成する。
(1)学識経験者
(2)関係団体の代表者
(3)関係行政機関の職員
(4)その他適当と認められる者
２　協議会に、副会長若干人を置く。

（会長及び副会長）
第３条　会長及び副会長は委員の互選によることとする。
２　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長がその職務を代理する。

（幹事）
第４条　協議会に幹事若干人を置く。
２　幹事は、会長が選任し協議会の事務を行う。

（委員の任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の所掌事務）
第６条　委員は、次に掲げる事項について協議する。
(1)血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
(2)献血の普及啓発に関すること。
(3)献血組織の育成に関すること。
(4)輸血用血液製剤等の需給に関すること。
(5)その他献血制度の推進に関すること。

（会議）
第７条　協議会の会議は、会長が招集し主宰する。
２　委員が会議に出席できない場合は、それに代わる関係者が代理に出席することができる。

（部会）
第８条　会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて特定の事項ごとに部会を設けることができる。
２　部会は、協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が指名する。
３　部会に部会長１人を置き、部会委員の互選によって定める。
４　部会の会議は、部会長が招集する。
５　部会長は、部会の会議を主宰し、会務を掌理する。
６　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（会議の公開）
第９条　協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（事務局）
第10条　協議会に事務局を置く。
２　事務局は、埼玉県保健医療部薬務課に置く。
３　協議会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）
第11条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附則
この要綱は、昭和３９年１２月１日から施行する。
一部改正　昭和４５年２月２５日
一部改正　昭和５５年２月１５日
一部改正　昭和５８年２月９日
一部改正　平成２年１２月１２日
一部改正　平成１０年４月１３日
一部改正　平成１３年３月２９日
一部改正　平成１４年１０月１６日
一部改正　平成１７年４月１日
一部改正　平成２１年９月１日
一部改正　平成２２年９月２７日

県内の献血ルーム

名称	所在地及び電話番号	受付時間		休業日
		全血献血	成分献血	
大宮献血ルーム ウエスト	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町2-4-1 DOM PARTⅢ 5､6階 電話　048-658-5757	9時00分から 17時45分	9時00分から 16時15分	年末年始（臨時開所あり）
所沢プロペ通り 献血ルーム	〒359-1123 所沢市日吉町10-19 Tokorozawa ex　2階 電話　04-2903-9277	9時15分から 13時、 14時から 17時00分	9時15分から 12時30分、 14時から 16時00分	年末年始（臨時開所あり）
越谷レイクタウン 献血ルーム	〒343-0828 越谷市レイクタウン3-1-1 イオンレイクタウンmori 1階 電話　048-987-3737	10時から 17時30分	10時00分 から 16時30分	年末年始（臨時開所あり）
川越クレアモール 献血ルーム	〒350-1122 川越市脇田町4-2 ドン・キホーテ 川越東口店 4階 電話　049-225-8760	9時45分から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始（臨時開所あり） 及びビル休館日
鴻巣献血ルーム	〒365-0028 鴻巣市鴻巣405-4 埼玉県運転免許センター内 電話　048-543-5511	8時45分から 13時、 14時から 16時30分		土曜・祝日及び年末年始
熊谷駅献血ルーム	〒360-0037 熊谷市筑波2-112 JR熊谷駅構内 電話　048-525-8802	9時15分から 13時、 14時から 17時00分	9時15分から 12時30分、 14時から 16時00分	火曜日（祝日は開所）及び 年末年始（臨時開所あり）
川口駅献血ルーム	〒332-0017 川口市栄町3-1-24 川口駅東口ビル3階 電話　048-223-7661	9時45分から 13時、 14時から 17時30分	9時45分から 12時30分、 14時から 16時30分	年末年始（臨時開所あり）

※令和7年10月1日現在

※　ルーム情報はこちらからもご覧いただけます。
(https://www.bs.jrc.or.jp/ktks/saitama/place/m1_01_00_index.html)

県内献血ルームの地図

大宮献血ルームウエスト

048-658-5757

所沢プロペ通り献血ルーム

04-2903-9277

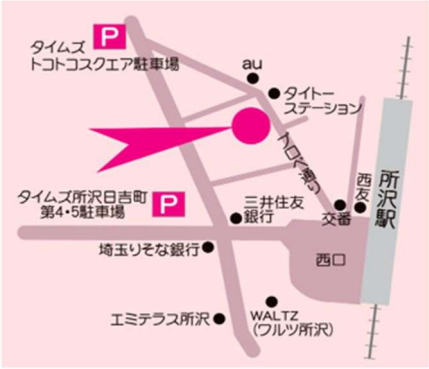

越谷レイクタウン献血ルーム

048-987-3737

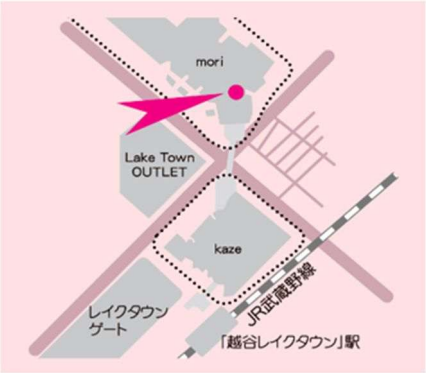

川越クレアモール献血ルーム

049-225-8760

鴻巣献血ルーム

048-543-5511

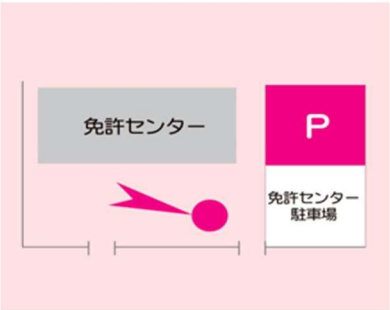

熊谷駅献血ルーム

048-525-8802

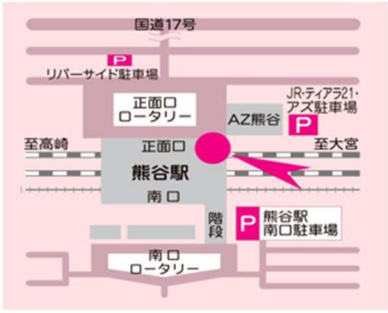

川口駅献血ルーム

048-223-7661

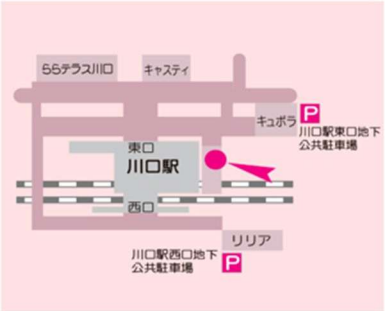

※令和８年 10 月１日現在